

度は想定していたものの、実際にあちこちで悪く言われるのを聞くのはショックでした。とにかく、自分はモンゴルで誤解をされたくない。それだけです。最終的にはモンゴルの家族と相談して決めました」

自身が加害者となった暴行事件に話を振ると、「千賀ノ浦親方には、本当に感謝しています。12月5日に九州での暴行が問題になって、すぐに私は東京に戻されました。親方と二人できちんと話す時間ができた時、親方にはまず、どんなことがあっても手をあげちゃいけない」と叱られました。でも、自分が引退について口にする、もう少し考えたほうがいい」と、親方は泣いていたんです。私のために。それでも、引退して責任を」と自分が言う、まだ続けてもいいんじゃないか」と引き留めてくれて、親方のためにも立派な引退相撲を取りたかったと強く感じました。もと

もと親方はうちの部屋(旧貴乃花部屋)の部屋付き親方で、新弟子のころから一緒に頑張ってきました。8年か9年くらい前ですね。だから親方も、僕の引退を悔しく思ってくれたんだと思います。世の中の人は、数カ月の付き合いかと思ってるかもしれないけど、親方への気持ちはもともと強いです」

プロレスへの想い

ここで長年の後援者の言葉も加えておこう。「暴行騒動が表沙汰になって、貴ノ岩からは、ごめんなさい」というメールを最後に連絡が途絶えました。心配して何度も電話やメールをしても返事はなし。その後、また連絡が来たのは引退報道のあった7日から

2日経った9日でした。沈んだ声で、すみません……と言葉を詰まらせるから、たまらない気持ちになって……。お前、食べるものには困ってないのか」と言ったら、ほとんど何も食べてないって言うから、好物のマクドナルドのダブルチーズバーガーと、弁当屋の焼き肉弁当とからあげ弁当を買って、普段は少々コワモテの貴ノ岩ですが、差し入れを渡すことにこっと笑って「ありがとございます」と。そんな彼の笑顔を見ると、引退という結果になってしまったことを改めて悔しく思います」

りたいと思っていました。引退相撲だって、もっと上を目指して、しっかり結果を出して、三役以上にあって、そのうえでやりたかったと思います。そういう意味では、とにかく悔しい。でも何度も言うように、責任を取りたいという想いで

いるし、この1年は相撲を取れなかった時期も長かったから、お金に余裕があるわけではないですけど、まずはモンゴルに一度帰って支えになってくれた家族とゆっくりしたい。来年2月2日の断髪式を終えたら、しばらくはのんびりと過ごし、今後のことはそのあと考えていきたいです」



世田谷一家4人殺害事件の被害者と小暮

被害者遺族が待ち望む「代執行制度」

特集

今のまままでには殺され損



生井さん親子

平成最後の年末を迎えようとしている。慶事、凶事、惨事。30年間の思いが去来する。全てについて気持ちの整理をし、穏やかな年越しを誰かが願う。だが、思うようにはいかない。咽喉に刺さった魚の小骨の如く、心にザラツとしたものが残る。我々の日常に拭い難い脅威をもたらした人間は、まだのうのうとこの世にのさばっている。若の治安に決定的な打撃を与えた人間が……。

世田谷一家4人殺害事件。2000年の年の瀬に起きた平成最大の未解決事件の犯人は逃亡したまま、つまりその人間がいつ我々の隣に現れるか分からず、「平

成最後の年末を迎えようとしている。慶事、凶事、惨事。30年間の思いが去来する。全てについて気持ちの整理をし、穏やかな年越しを誰かが願う。だが、思うようにはいかない。咽喉に刺さった魚の小骨の如く、心にザラツとしたものが残る。我々の日常に拭い難い脅威をもたらした人間は、まだのうのうとこの世にのさばっている。若の治安に決定的な打撃を与えた人間が……。

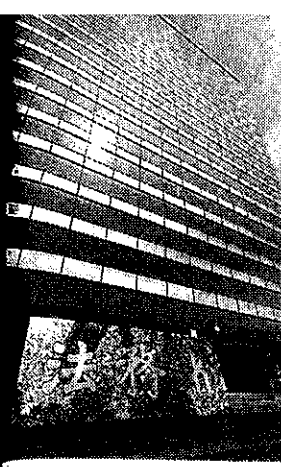
因果応報。古今東西を問わず、それが人間社会のルールである。しかし、加害者の人権なるものが跋扈するこの国では被害者や遺族が軽視されがちだ。損害賠償を命じられても、一銭も払わないで済む加害者……。そんな理不尽が罷り通っていいはずはない。

成の総括」がなされないまま、御代締めくくりの年末が過ぎようとしている。――。仮想通貨、自動運転車、AI。時代が変わり、技術は進歩しても人の「感情」は変わらない。殺人事件の遺族感情もそうである。だが、彼らに対するケアは、日進月歩の技術革新と裏腹に遅々として進んでいない。「今年のカレンダーは28年前と同じ日どりのものなのね。宙恵が行方不明になったのがあの年の12月19日。水曜日、遺体が見つかったのが22日の土曜日。そっか、今年はその年と同じ……。」

こう声を詰まらせるのは、北海道札幌市在住の生井澄子さん(82)。1990年、当時24歳だった娘の宙恵さんが刺殺された札幌信金職員殺人事件の遺族だ。現場

「自分の命が大切なら、人の命も奪っちゃいけない。殺人を犯しながら何十年も逃げ続けているような男は死刑にしてほしい。被害者遺族はみんな、加害者を死刑にしてほしいと思つてます。加害者を許そうなんて思っている遺族はひとりもないと思いますよ」

「刑事事件の公訴時効が撤廃される前だったので、宙恵の事件は2005年に時効を迎えました。その時点で事件が警察の手から離れてしまい、私には何もできない。でも、せめて加害者に何らかの罰を与えたい。娘の敵討ちをするためには私が戦うしかないと思ひ、07年に、逃げている加害者に損害賠償を請求する民事訴訟を起こし、翌年勝訴し



その上、これまで見てきたように民事訴訟で勝訴しても現実的には賠償金を手にできる可能性は低い。理不尽にも、そういった二重の苦しみに襲われている被害者や遺族たちの負担の一端を、文字通り国が肩代わりするというのが代執行制度なのである。

「加害者の更生を期してとか、加害者の将来を壊さないためにとかよく言われますが、そもそも亡くなった犯罪被害者の将来には何もありません。自分の大切な人を殺された悲しさは、どんなことがあっても癒えるものではないし、許せるものでもない。少年犯罪でも実名報道すべき、死刑にせよという意見は当然のものではないでしょうか」と、「加害者天国」である日本の現状を嘆きつつも、「私は犯罪被害者給付金制度を充実させるべきだと考えます。現状ではこの制度

「だが、そこにも「壁」が立ちだかっていた。「加害者は逃げたままなので賠償金は支払われていない上に、一度判決が下されてもそれから10年経つと損害賠償請求権は消滅してしまつたため、新たに訴え直さなければならず、昨年再度提訴しました。当然、印紙代や弁護士費用を含め、バカにならないお金が掛かります。最初の提訴の時はそういうものかなと考えていました。さすがに再提訴の時は、こんな制度おかしいだろと思ひました。たとえ加害者が逮捕されたとしても、その人が損害賠償する姿勢を見せなかつたら、私たち遺族は賠償金を手にできないばかりか10年ごとに訴え直さなければならぬんです」

制度導入によるメリット

生井さんのケースのように犯人が逃げ続けていたり逮捕されていたとしても当人に損害賠償する意思がなければ、民事訴訟で勝訴しても遺族は一銭も得ることができないのが実情だ。事実上、勝訴の判決は紙切れ同然と言えよう。実際、日

害賠償する姿勢を見せなかつたら、私たち遺族は賠償金を手にできないばかりか10年ごとに訴え直さなければならぬんです」

弁連が殺人事件50件を調査したところ、賠償金全額が支払われたのは1件のみ。これでは「殺され損」である。そこで目下、本来は加害者が被害者や遺族に支払うべき賠償金を、一旦国が肩代わりし、行政の責任で加害者から賠償金を取り立

る代執行制度の導入が議論されているのだ。「日本における現行法は、被害者の権利について蔑ろにされています。憲法には、加害者の権利を規定した条項は10カ条もあるのに、被害者の権利を規定した条項はひとつもないんです」とした上で、殺人事件の被害者遺族会「宙の会」の特別参与で、世田谷一家4人殺害事件の捜査にもあたった元警視庁成城署長の土田猛氏が説明する。

国が加害者の賠償金を立替払いするという建て付けでは、なぜ、殺人犯の賠償金の支払いに私たちの税金が使われなければならないのか——そうした感情を抱く国民も中にはおられるのではないのでしょうか

例えば、07年のリンゼイさん殺害事件では、「市橋達也受刑者の両親は医師で経済的な余裕はあると思われませんが、現行制度では存命中の両親の財産を差し押さえることは困難です。しかし、代執行制度が導入され、国が求償権を持つと、市橋受刑者に損害賠償を認める判決が出た時点で、彼の両親の財産を生前贈与予定のもののみならず没収することもできるかもしれせん」と(同)

「現在、民事における当事者主義では、加害者に賠償させる実効性はほとんどない。代執行制度の導入により、その可能性が出てきます。そして、導入によるメリットのひとつは、国が求償権を持つこととそれ自体です。一般人である遺族と違い、国であれば税務署などの行政機関を駆使し、加害者に対する調査や、場合によっては財産を差し押さえることも可能となるでしょう。加害者が受刑中の場合、作業報奨金からの徴収も可能となると思ひます」

国民を守れなかった責任

確かに代執行制度のもとでは、加害者が払うべき金を国が肩代わりするわけだから「盗人に追い銭」的な側面を孕んでいると言えよう。しかし、「国民は、安全で健康に暮らすために国家に税金を納めています。にも拘らず犯罪被害に遭つたということ、国が被害者の命、つまり生存権を守れなかったことになる。その責任を果たす意味で、国が賠償金を肩代わりするという論理は成立し得ると考えています。刑事訴訟における公訴時効の撤廃は、世論の後押しがあつて成立しました。今、識者の間でも代執行制度の導入を検討する声が上がつ

ており、世論の代執行制度に対するご理解は得られると考えています(土田氏)

「野に放たれたまま、我々も「明日は我が身」であると言える。つまり、他人事とは言い切れないのだ。「交通事故や災害には保険があつても、殺人事件には保険など存在しません。殺人事件の被害者遺族のダメージの大きさは計り知れないのに、サポートはほとんど何もない状態です。やはり、そろそろ国が何らかの手を打つべきです。代執行制度が実現してくれたら、どれだけ大きな支えとなる

「どんな判決が出たとしても、失つた家族3人にそれを報告することはないと思ひます。今回の提訴はあくまで、これをきっかけとして何が何でも犯人を捕まえるための「始まり」に過ぎないと考えているからです(同)

「国民は、安全で健康に暮らすために国家に税金を納めています。にも拘らず犯罪被害に遭つたということ、国が被害者の命、つまり生存権を守れなかったことになる。その責任を果たす意味で、国が賠償金を肩代わりするという論理は成立し得ると考えています。刑事訴訟における公訴時効の撤廃は、世論の後押しがあつて成立しました。今、識者の間でも代執行制度の導入を検討する声が上がつ

「どうして私だけが生き残つてしまったのか。あれから20年間、罪悪感が拭きません」

「現在、民事における当事者主義では、加害者に賠償させる実効性はほとんどない。代執行制度の導入により、その可能性が出てきます。そして、導入によるメリットのひとつは、国が求償権を持つこととそれ自体です。一般人である遺族と違い、国であれば税務署などの行政機関を駆使し、加害者に対する調査や、場合によっては財産を差し押さえることも可能となるでしょう。加害者が受刑中の場合、作業報奨金からの徴収も可能となると思ひます」

「市橋達也受刑者の両親は医師で経済的な余裕はあると思われませんが、現行制度では存命中の両親の財産を差し押さえることは困難です。しかし、代執行制度が導入され、国が求償権を持つと、市橋受刑者に損害賠償を認める判決が出た時点で、彼の両親の財産を生前贈与予定のもののみならず没収することもできるかもしれせん」と(同)